

子育て応援特別手当のお知らせ

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。



●対象となる子ども

平成20年度(昨年度)において小学校就学前3年間に該当する子ども(具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)であって第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども(具体的には生年月日が平成2年4月2日以後の子ども)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

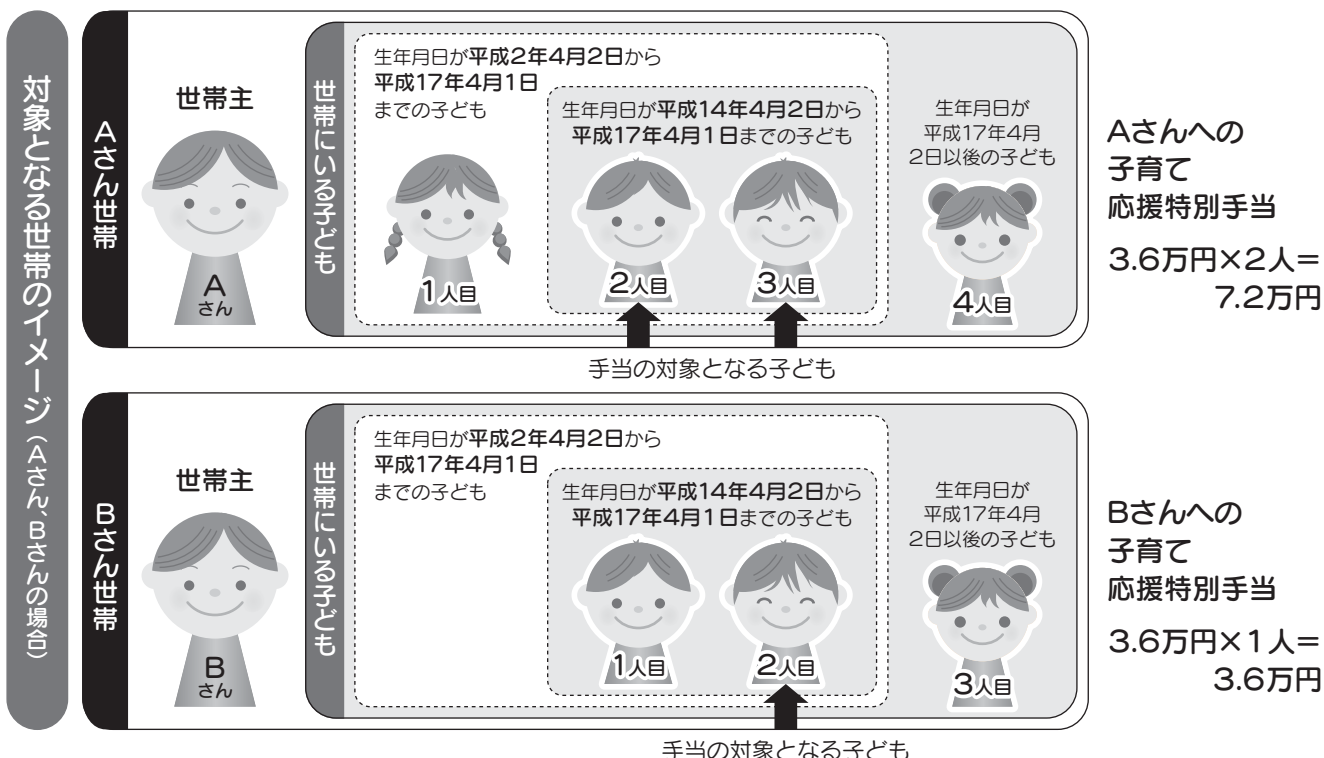
※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

●支給対象者

基準日の平成21年2月1日現在、津久見市に住民登録があり対象となる子どもの属する世帯の世帯主となります。

●手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。



●申請・支給方法

住民基本台帳上で支給対象になると判断された世帯には、申請書類等を郵送しています。

手当の受給には、申請が必要です。

※津久見市の住民基本台帳上で支給対象になると判断された世帯には申請書類等をお送りしていますが、住民基本台帳上で判断できない(書類が届かない)世帯でも扶養の状況等によっては支給対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先/津久見市福祉事務所 子育て支援班 ☎82-9519

参考: 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>